

自立支援の取り組みにおける  
教育機関との連携

東京都板橋区板橋福祉事務所  
池谷 秀登

自立支援の取り組みにおける教育機関との連携  
—板橋区と首都大学東京との官学連携事業の取り組み—

東京都板橋区板橋福祉事務所 池谷秀登

1. 首都大学東京との官学連携事業の経過  
資料1
2. 板橋区自立支援プログラム実施要領  
資料2
3. 板橋区自立支援プログラム実施の手引き  
資料3
4. 出版  
「生活保護自立支援プログラムの構築 官学連携による個別支援プログラムのPlan. Do. See」東京都板橋区／首都大学東京共編 首都大学東京教授岡部卓著者代表 発行ぎょうせい 2007年12月
5. 板橋区自立支援プログラムの検証
6. 有子世帯の検討
7. 課題と展望

## 資料 1

### 協定書

板橋区（以下「甲」という。）と首都大学東京（以下「乙」という。）は、生活保護受給者の自立を支援するために下記により共同研究を実施する。

#### 記

##### （目的）

第 1 条 生活保護受給者の自立を支援するための「板橋区自立支援プログラム」のあり方について共同研究を実施する。

##### （研究事業内容）

第 2 条 甲乙が行う研究の具体的内容等については、次のとおりとする。

- （1） 就労自立に関する研究
- （2） 日常生活自立に関する研究
- （3） 社会生活自立に関する研究
- （4） その他、甲乙の協議に基づく事業

##### （期間）

第 3 条 共同研究の期間は、協定書締結の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。以後の継続については改めて協議するものとする。

##### （研究成果の取り扱い）

第 4 条 共同研究にかかる著作物、ノウハウ、研究成果としての成果有体物などは甲と乙が共有するものとする。なお、共同研究の成果については、乙による学術的利用を妨げない。

##### （信義則）

第 5 条 甲及び乙は信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

##### （疑義の決定）

第 6 条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して別に定める。

##### （その他）

第 7 条 共同研究の具体的運営体制及びスケジュールなどについては、別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 18 年 8 月 31 日

甲 東京都板橋区長

石塚輝雄 印

乙 首都大学東京 人文科学研究科長

神崎 繁 印

## 資料 2

### 板橋区生活保護自立支援プログラム

- ① 高校進学支援プログラム
- ② 不登校児支援プログラム
- ③ ひきこもり改善支援プログラム
- ④ 若年者社会生活支援プログラム
- ⑤ 精神障がい者在宅生活支援プログラム
- ⑥ 精神科等受診支援プログラム
- ⑦ 精神障がい者退院支援プログラム
- ⑧ 在宅要介護（支援）高齢者等支援プログラム
- ⑨ 介護サービス利用支援プログラム
- ⑩ 人工透析患者支援プログラム
- ⑪ 居宅生活移行支援プログラム
- ⑫ 住宅情報提供支援プログラム
- ⑬ 成年後見制度利用支援プログラム
- ⑭ 多重債務解消支援プログラム
- ⑮ 就労支援プログラム
- ⑯ 「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム

### 資料3

#### 板橋区生活保護自立支援プログラム実施の手引き目次

##### I部

#### 第1章 自立支援プログラムとはどういうものか

- 1 自立とは何か（自立と自律）
- 2 「就労自立」と「社会生活自立」「日常生活自立」の関係
- 3 自立支援プログラム導入の背景
- 4 プログラム作成の目的
- 5 自立支援プログラムによる援助方法の見直しと整理

#### 第2章 自立支援プログラムの評価

- 1 自立支援プログラムに対する評価の視点
- 2 自立支援プログラムに対する評価の方法

##### II部

#### 第1章 個別支援プログラム実施にあたって

- 1 個別支援プログラム支援対象者の選定
- 2 留意事項について
- 3 自立支援プログラム実施上の評価・確認について
- 4 支援対象者が個別支援プログラムの参加に積極的（協力的）でない場合

#### 第2章 個別支援プログラム留意事項・課題改善項目

##### 個別支援プログラム一覧

○ 以下略